

議案第21号

甲賀市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和5年2月16日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市消防団条例の一部を改正する条例

甲賀市消防団条例（平成16年甲賀市条例第179号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「第10条第1項」を「第9条第1項」に改める。

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条から第17条までを1条ずつ繰り上げる。

別表第1及び別表第2中「第14条関係」を「第13条関係」に改める。

付 則

この条例は、令和5年3月31日から施行する。

甲賀市消防団条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(欠格条項)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第9条第1項</u>の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(懲戒)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> <p>(分限及び懲戒の手続)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>(退職)</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第10条第1項</u>の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p><u>(定年)</u></p> <p><u>第9条</u> 団員の定年は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>基本団員</u> <u>65歳</u></p> <p>(2) <u>支援団員</u> <u>70歳</u></p> <p><u>2</u> 定年に達したとき(第5条に規定する任期の途中に達したときを含む。)は、定年に達した日以後における最初の3月31日をもって退職するものとする。</p> <p>(懲戒)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>(分限及び懲戒の手続)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p> <p>(退職)</p>

第11条 (略)

(服務規律)

第12条 (略)

(報酬)

第13条 (略)

(費用弁償)

第14条 (略)

(公務災害補償)

第15条 (略)

(委任)

第16条 (略)

別表第1 (第13条関係)

(略)

別表第2 (第13条関係)

(略)

付 則

この条例は、令和5年3月31日から施行する。

第12条 (略)

(服務規律)

第13条 (略)

(報酬)

第14条 (略)

(費用弁償)

第15条 (略)

(公務災害補償)

第16条 (略)

(委任)

第17条 (略)

別表第1 (第14条関係)

(略)

別表第2 (第14条関係)

(略)